

会 議 録

承認									
会 長	松井委員	雪本委員							
12/14	12/19	12/22							
《開催日時・場所》			令和 4 年 11 月 17 日（木曜日）14：00～16：30 岸和田市役所新館 4 階 第一委員会室						
《名 称》 令和 4 年度 第 3 回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》									
（審議会委員出欠状況）									
赤坂	石田	伊勢	大原	奥（忠）	奥（康）	笹倉	下村	白出	田中
○	○	○	○	○	×	○※	○	○	○
谷	堂本	所	永野	馬場	久	昼馬	松井	丸毛	雪本
×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
（委員 20 名中、17 名出席 ※第 1 号議案答申後に退席）									
事務局：幹 事：松下まちづくり推進部長、山田都市計画課長、生嶋建設指導課長 書 記：都市計画課：藤井、笹島、奥、畑谷、中平 関係課：下水道整備課：越智、濱田、森 産業政策課：上東、公文、中島 市街地整備課：秦、井下									
《傍聴者》 2 名									
《概 要》									
■諮問事項									
【第 1 号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）									
【第 2 号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定									
■報告事項（令和 4 年度諮問予定案件）									
1. 岸和田市都市計画マスタープランの改定について									
2. 都市計画下水道の変更について									
3. 岸之浦地区における都市計画変更について									
4. 岸和田旧港地区 地区計画の変更について									
■その他									
1. 山直東のまちづくりについて									
2. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について									
《内 容》									
■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について									
（久会長） ・ 令和 4 年度第 3 回都市計画審議会の会議録承認者として松井委員と雪本委員の 2 名を指名。									
■諮問事項									
【第 1 号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）									
第 1 号議案について、都市計画課より説明。									
【質疑の概要】									

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
- (笹倉委員) ・生産緑地地区の区域変更とはどういう意味か。
- (都市計画課藤井参事) ・追加に伴い地区の面積が大きくなる、また廃止に伴い地区の面積が小さくなるもの。
- (久会長) ・それでは意見を取りまとめ答申とする。
・第1号議案について原案のとおり同意するとしてご異議はないか。
- (各委員) ・異議なし。

【答 申】

第1号議案について、原案のとおり同意する。(答申時点出席委員：17名)

【第2号議案】南部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定

第2号議案について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
- (下村副会長) ・平成4年指定の生産緑地のうち、約92%が特定生産緑地に指定されるということだが、残りの8%の生産緑地については、特定生産緑地の意向がないものという理解でよいか。
・特定生産緑地の指定には都市計画審議会の意見を聞くこととなっているが、利害関係人の同意を得られていないことで本日の審議会で意見を聞くことができていないが、申出基準日である11月30日までに同意書が提出されるようなものはないか。
- (都市計画課藤井参事) ・申出基準日の約1年前を提出期限として、土地所有者に特定生産緑地指定手続きをお願いしてきた。
・おっしゃっていただいたような、例えば地権者同士の話し合いの中で同意が得られない場合は、いったん念書を添付して手続きいただき、一定の期限を設ける形で手続きを受け付けてきた。
・今の時点で手続きがされていないものについては、特定生産緑地にしないことを確認させていただいているものとなる。
- (久会長) ・かなり余裕をもって所有者の方々へお知らせして手続きを行ってきているので、問題はないと考える。
・本案件については都市計画審議会の意見を聴取するということであるが、第2号議案について意見なしとしてご異議はないか。
- (各委員) ・異議なし。

【答 申】

第2号議案について、特に意見なし。(答申時点出席委員：16名)

■報告事項(令和4年度諮問予定案件)

1. 岸和田市都市計画マスタープランの改定について

岸和田市都市計画マスタープランの改定について、都市計画課より説明。

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
- (雪本委員) ・都市計画マスタープランはもともと30年間の計画で、今回の改定が最後の期間という認識で間違いはないか。
- (都市計画課藤井参事) ・今回が2回目の中間見直しにあたるので、次回の改定時には改めて全体を見直すこととなる。
- (雪本委員) ・例えば資料2-1の56ページに市民意識調査の結果が記載されており、意識がどう変

わったかが詳しく書かれており良いと思うが、30年間の計画として全体的な達成度が分かりにくい。

・何か数値等で把握をしているのか。

(都市計画課藤井参事) ・都市計画マスタープランを達成していくためには、様々な施策を複合的に進めていく必要があることから、個別に指標は設けておらず、総合計画の中で一体的に進行管理をするという考え方である。

・より具体的な個別計画では、別途指標を設けて進行管理しているものもある。

(雪本委員) ・都市計画マスタープランもそうであるが、全体的に進捗状況の把握をしたり、調査等を行うような担当部局はあるのか。

(都市計画課藤井参事) ・総合計画の中の基盤整備や土地利用に特に関係の深い項目を、都市計画マスタープランとして一緒に見ていく数字となる。

・例えば先ほどの市民意識調査の結果も、総合計画の方で市全体で調査している数字であり、それをういて状況を見ている。

(雪本委員) ・我々は都市計画審議会などで進捗状況を知る機会があるが、市民の方にもそれを伝えたり関心を持っていただくためには、指標で表すなどしていかないと、なかなか伝わらないところもあるのではないかと考える。

・今後、庁内で総合的に管理する担当部局等が中心となって、もっと市民の方にも理解してもらい・関心を持ってもらえるようにしていただきたいと考えている。

(久会長) ・私は総合計画審議会の方にも入らせていただいているが、総合計画では「みんなでめざそう値」という目標値をつくり、進行管理をしていくこととなっている。

・その中には都市計画に関する部分もあるので、そこで一覽していただくと市民の方もよく分かるのではないかと考える。

・また総合計画審議会では、この進行管理を一緒にしていくことになるので、先ほどの雪本委員のご意見を一定引き受けているのではないかと考える。

(雪本委員) ・一般の市民の中では、総合計画の進捗状況等をよく分かっている方はあまり多くはないのではないかと考える。

・一番大切なのは市民意識調査と考えており、庁内と市民の意識の差は無いのか、また市民がどう受け止めているのかを把握することが、市民にさらに関心を持っていただくためには重要と考えている。

(久会長) ・みんなでめざそう値の半分程は市民意識調査の数値となっているので、それを上手く市民の方にフィードバックできれば、より関心を持っていただけるのではないかと考える。

・尼崎市では、この1年間でどれだけまちづくりが進んだのか、市民に分かりやすい形で伝えるために、「まちの通信簿」を作成している。

・形も通信簿のようになっており、中を開くとそれぞれの施策がどれだけ進んだのか評価が書かれており、ひと目で見られるようになっている。

・報告書のような分厚いものでは関心を惹かないので、尼崎市のような分かりやすいもので市民の方にお示ししていくことも考えられる。

・企画課の方へもお伝えする。

(永壁委員) ・資料2-1の9ページの財政状況の項目で、方向性として「子育て世代が多様な暮らし方・働き方を選択できる生活環境の形成」とあるが、財政状況の課題に対する方向性としてどうマッチするのか。

・また資料2-2の35ページに財政状況について書かれているが、税収減の対策として、例えば企業を誘致していくなど、もう少しつつこんで書く方が、市民としてはよく分

かるのではないか。

- (都市計画課藤井参事) ・まず財政状況の課題に対する方向性の子育て世代の項目については、税込確保の視点から、より多くの方に岸和田市に住んでいただくことも大切ということで記載している。
- ・次に資料 2-2 の 35 ページの部分は、現状の整理をしている部分であり、それを受けて今後どのように進めていくかという大きな方向性が、36 ページからの将来像の部分に記載されている。
 - ・今回配布している資料 2-2 は総合計画の基本構想であり、大きな方向性を記載したもので、12 年間の計画である。
 - ・これを受けてさらに 4 年間の計画である基本計画を策定することになり、そこにはこの 4 年間の重点目標等も記載し取り組んでいくこととなる。
 - ・そちらも含めて、企画課と連携しながら分かりやすい情報発信に努めてまいりたい。
- (永野委員) ・今おっしゃっていただいたように、生活しやすいまちにして市民を増やし、税込増を図るといように書いてもらえると、より分かりやすくなるのではないか。
- (久会長) ・先ほど説明いただいたように、税込増につなげるために、こういう生活環境の形成をする、など、税込増の一言を入れていただくと、より分かりやすくなるのではないか。
- (大原委員) ・資料 2-1 の 52 ページの公園の方針の中で、都市計画公園の整備率の記載があるが、ただ整備率が高ければいいというものではなく、身近なところで公園や避難場所があればいいという考え方とっていた。
- ・昭和 38 年に定められた計画でまだ未整備の公園があるということだが、約 60 年前の計画に基づいたもので、現在の実態とかけ離れていないのかが不安であるが、どう捉えているのか。
- (都市計画課藤井参事) ・52 ページは現状と課題を記載し、それを受けて 53 ページに方針を記載している。
- ・おっしゃっていただいたように、今後、都市計画公園の見直しも必要と考えており、定期的に公園の配置計画について見直す必要があるということを今回記載している。
 - ・都市計画マスタープランの策定を受けて、現在の計画が今の社会情勢に合っているのかということも含めて、チェックしていきたいと考えている。
- (久会長) ・53 ページに都市計画公園の種別が書かれているが、特に住区基幹公園というのは、一定規模の公園をどの範囲の中で作っていくのかが計画的に決められており、それに相応しい場所を都市計画決定していると思うが、やはり民有地で買収がなかなか進まないなど、様々な理由があっとうまくいかないということである。
- ・例えばこれから先も土地所有者の同意が難しいのであれば別の場所を指定したり、また別の方法を考えるなど、その辺りも含めての見直しとご理解いただければと考える。
- (所委員) ・資料 2-1 の 8~9 ページに、それぞれの項目と関連が深い SDGs のゴールが書かれてるが、「目標 1 貧困をなくそう」や「目標 2 飢餓をゼロに」など記載がないものがあり、関心がないように見える。
- ・例えば子育て支援や子ども食堂等は目標 1・2 に関係してくると思うので、ひと通りすべてのゴールをどこかに入れた方がいいのではないか。
 - ・また 134~135 ページの「2) まちづくりにおける「協働・連携」の仕組みの充実」で 4 項目記載があるが、まず「市民と行政の情報共有」、「市民同士のネットワーク促進」とあってから「市民主体のまちづくりの推進」という順番に違和感がある。
 - ・やはりまちづくりというのは、市民の意向を主体に支援していくということがあり、

その上できちんと情報共有していくという順番ではないかと感じた。

- (都市計画課藤井参事)
- 市のすべての施策を網羅した計画が総合計画になるが、そこにはSDGsの17のゴール全てが記載されている。
 - この都市計画マスタープランは、土地利用や基盤整備の分野を中心に整理したもので、それに関連の深いSDGsの項目を記載しているので、記載がない項目もある状況である。
 - また134~135ページについて、おっしゃっていただいたように市民が主役というのはもちろんであるが、ここに記載している市民主体のまちづくりというのは、何か地域で具体的なルールを考えたり取り組みをしたりするようなことを支援する、という考え方である。
 - 土地利用や基盤整備の分野は、どちらかといえば行政の役割の色濃い分野と思うが、地域のルール作りなど地域の方が中心になって考えていただくこともあるので、そういった取り組みも今後進めていきたいという項目である。
- (所委員)
- 市民の活動を支えるということが、どこかに書かれているという認識でいいか。
- (都市計画課藤井参事)
- 「市民主体のまちづくりの推進」の項目の中で、「自主的な取組を支援します」と記載している。
- (久会長)
- 都市計画法の中でも、住民に対し適切な情報を提供したり、都市計画の知識を向上するよう努めることが位置付けられている。
 - 本当に十分にいろいろな情報をお伝えできているかというところで、改めて市民と行政の情報共有ということで記載されている。
 - まずは行政情報をきちんと市民に分かりやすい形で伝え、合わせて、市民のお声・ニーズをきちんとお聞きするという双方向の情報共有が一番基本であるだろうということで、最初の項目に出てきていると理解できるのではないか。
- (永壁委員)
- SDGsの目標1・2について、8ページの人口減少・超高齢社会の項目に該当するのではないか。
- (久会長)
- 8~9ページの表の一番左の項目は、総合計画の基本構想の項目であり、それを受けて都市計画マスタープランで何をするのかということが、表の真ん中の項目に書かれており、それに対応しているSDGsのマークが表の右側に記載されている。
 - ご意見のとおりSDGsの目標1・2は、人口減少・超高齢社会の項目に当てはまるが、ソフト面の施策が多いので、都市計画でできる範囲に限ると、なかなかSDGsのマークを付けにくいということである。
- (永壁委員)
- 目標2の項目に「持続可能な農業を促進する」となっているが、8ページの人口減少・超高齢社会の項目の方向性の中に「農林漁業の振興とふれあいの環境づくり」とあるので、関連があるのではないか。
- (久会長)
- その辺りは農業振興の方の計画になるので、ここでストレートに関連するとは言い難い。
 - さらに言うなれば、SDGsではこの17のゴールが注目されるが、その下に169のターゲットあり、本当はそこを追いかけていく必要がある。
 - 17のゴールはかなり大きな書き方になっており、幅広く何でも該当するように見えてしまうが、169のターゲットには内容が絞り込まれて具体的に書かれているので、そこも参考にしながらまた検討いただきたい。
- (松井委員)
- SDGsに関連して、例えば、自然災害が起こった際、貧しい方へのダメージが大きくなるので、それを軽減するというターゲットが目標1の中にあるが、おそらく今回は

そこまで間に合わないと思うので、次回以降、ターゲットのレベルまでしっかり見て検討いただけると、もう少し充実すると思う。

- また、10 ページ上段の SDGs の用語解説の中で、SDGs は「2015 年 9 月に国連で採択された」とあるが、採択されたのは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」であり、SDGs はその中に含まれる一部であるので、外務省のホームページを参考に書き方を修正されたい。

(馬場委員)

- 第 1 章が全体像となっているが、「1. まちづくりの全体像」の中で広域連携型都市構造の実現、現状と課題、SDGs に関する記載があるが、その次はもう「2. テーマ別まちづくり方針」となっている。
- 第 1 章の 3 項目を合わせて全体像ではあるが、その中でまちづくりの全体像がこの内容ではピンとこないように感じる。
- また災害に強いまちづくりということについて、資料 2-1 の 38 ページから災害のことが書かれており、ハザードマップの掲載や、ソフト対策も含めて防災・減災に関して記載されており、前回の都市計画マスタープランよりも踏み込んだ内容となっている。
- ただ、都市計画マスタープランということなので、土地利用についてさらにもう 1 歩踏み込むということであれば、例えば 46 ページの土地利用の方針の冒頭に、災害リスクに配慮する、考慮する、というような文言を、短いもので結構なので入れるといいのではないか。

(都市計画課藤井参事)

- 検討させていただきたい。

(久会長)

- 立地適正化計画についても、かなり防災の観点を充実させるようになってきているので、それも含めると、この土地利用の方針の中に防災のことが入っているのは方向性としてもいいのではないかと考える。

(下村副会長)

- 市街化区域と市街化調整区域の線引き制度や、用途地域など地域地区を定めてゾーニングをしていくことが、地域別にきちんと書かれている。
- 気になるのは、市街地開発事業や都市施設についてである。
- まず、いわゆる再開発事業や土地区画整理事業など、市街地開発事業に関する記載があまり見られない点である。
- また、都市施設についても、公園と交通施設については記載があるが、河川に関することが書かれていない。
- 例えば 2 級河川については大阪府が河川整備計画を策定しているが、普通河川に関しての降雨対策についてなど、都市施設で河川は重要な方策であるので、別途の計画でするのであればその旨を記載するだけでも結構だが、こういった考えか。
- もう 1 点、都市施設に関して、資料 2-1 の 52~53 ページに「公園の方針」とあるが、公園というと自然公園も含んだ幅広いものであるが、項目としては「(1) 都市計画公園」のみというところに少し違和感がある。

(都市計画課藤井参事)

- 1 点目の市街地開発事業に関するご意見について、市街地再開発事業や地区計画など様々な面的整備の手法がある中で、この地区をこの手法で、と決めるというよりは、地域の皆様のご意見を聞きながら、その地域にあった手法を考えていく必要があると考えている。
- 今回の都市計画マスタープランで、市街地開発事業を項目としては設けていないのは、手法のひとつとして活用してきたいという考え方からである。
- 2 点目の河川については、岸和田市域内では市が管理するものもあるが、主に大阪府

が管理する2級河川となっており、大部分が大阪府で計画等を策定しているのが実情である。

- 防災の視点では、40ページに洪水ハザードマップも掲載しているところである。
 - 3点目の公園の方針については、都市計画の方針ということになるので、都市計画公園について記載をしている。
 - ただ、自然公園についても地域の資源としては大事なものであるので、70ページからの地域像の中では、自然公園についても記載をしている。
 - また今後、都市計画公園の見直しを行う考えを記載しているが、その際には都市計画決定をしていないその他の都市公園等も視野に入れる必要があるので、整備状況図には公園関係の落とし込みをしている。
- (久会長)
- 1点目のお話は山直東のまちづくりとも関係してくるが、最初からいわゆる市街地開発事業に当て込んでしまうと柔軟性が無くなってしまうので、じっくりと地域の方と話し合っ、その後どの事業を使うかというところに持っていきたいという意思表示と私は理解している。
 - また、第2章が都市計画分野別の方針となっているが、別の市ではここに土地利用や道路、河川、公園・緑地、さらには住宅というように、それぞれの分野毎・施設毎に方針を書く場合があるが、岸和田市の場合は、大きな土地利用や交通施設、公園の方針は項目としてあるが、それ以外の施設に関しては、それぞれの地域・地区の中で記載していく形で、いわゆる編集方針が異なっている。
 - 具体的には、49ページ下部に「②河川沿いの集落地区」とあり、ここでは河川に関することがしっかりと書かれている。
 - また38～39ページでは、国土強靱化地域計画の内容が記載されており、裏返してみれば、都市計画マスタープランにはあまり書かれていなくても、国土強靱化地域計画の中ではしっかりと書かれているので、ここに繋げていくという意思表示として捉えていただくと、先ほどの馬場委員のご指摘は、上手く繋がるような形で書かれていると考えられる。
 - 編集方針の違いで、表立っては見えてこないかもしれないが、内容的にはいろいろなところに散りばめられていると判断できる。
 - 本日も様々なご意見を賜ったので、修正する部分はしっかりと修正いただき、次のステップに進んでいきたい。

2. 都市計画下水道の変更について

都市計画下水道の変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長)
- ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
- (下村副会長)
- クローズされた下水道網よりは、公共下水道に繋ぐという方向性で問題なく、是非進めていただきたい。
 - 教えていただきたい点として、公共下水道に集約することで年間約1,600万円縮減できるという説明であったが、これは管の接続にかかる費用のほか、ランニングコストは10年程度の見通しで算出されたものか。
 - また現在、昭和40～50年代に作られた下水道管の老朽化が課題となっており、そういった管の付け替えにかかる費用については別途の予算内容になると思うが、この算定には含まれていないという理解でいいか。

(下水道整備課越智課長) ・ご質問のコスト比較については、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」の算定式に基づいて比較しており、排水管や処理場等の耐用年数も加味して、それぞれの寿命が来た時にまた構築することも踏まえて、維持管理や管更新も含めたトータルのライフサイクルコストでの算定となっている。

(換気のため5分休憩)

3. 岸之浦地区における都市計画変更について

岸之浦地区における都市計画変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
(各委員) ・意見なし。

4. 岸和田旧港地区 地区計画の変更について

岸和田旧港地区 地区計画の変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
(大原委員) ・地区内で低未利用状態のエリアがあり、この都市計画変更をすることにより活性化することを目的としていると思うが、この地区の周辺は、どちらかと言えば高齢化が進んでいる地域であり、ここに人を集めようとする、市内の山手の方や市外からもお客さんを誘導する必要がある。
・そうすると、駐車場の整備が重要になってきたり、または海外からの観光客も使えるような施設にすることなど考えられるが、人の流入についてどのように考えているのかお聞かせいただきたい。
(都市計画課藤井参事) ・駐車場については、B-1 地区に立体駐車場を整備しており、現時点ではそこがいっぱいになることはあまりない状況にある。
・また複合商業施設の中にも駐車場が整備されており、そこを使用して地区内を徒歩で回遊していただくという考え方である。
・スポーツドーム跡地が整備されるということになると、おそらくその中に駐車場を一定整備する必要が出てくると考えているが、こういった土地利用がされるかによっても条件が異なるので、その土地利用に応じて法律の中で誘導していきたいと考えている。
(久会長) ・都市計画はどちらかと言えば制限をかける方向になるので、いわゆる積極的な都市計画にはならない辛さがある。
・何が来るかという民間事業者次第であるので、その辺りは限界もあろうかと感じている。

■その他

1. 山直東のまちづくりについて

山直東のまちづくりについて、市街地整備課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
(各委員) ・意見なし。

(久会長) ・エリア毎に現状の土地利用も異なっており、その辺りも踏まえてエリア毎に違いが出てきたという風を感じたので、また地元の方々のご意向も踏まえながら、良い方向に向かっていただきたい。

2. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

次回開催候補日について、以下のとおりとし、併せて公開について了承を得た。

- 次回開催候補日；令和5年1月13日（金）午後
- 諮問予定案件　；岸和田市都市計画マスタープランの改定について
都市計画下水道の変更について
岸之浦地区における都市計画変更について
岸和田旧港地区 地区計画の変更について
- 報告予定案件　；特別業務地区（第1種）の変更について　　等